

婦人労働資料第五号

労働基準法及び附属命令中職場施設
に関する規定の沿革

労働省婦人少年局

二 床

(安九三) 作業場の床面は、つまづき、すべり等の危険のない構造とし、且つ安全な状態に保持しなければならない。

(安二一三) 有害物、腐敗し易いもの又は悪臭のあるものによつて汚染のおそれある床及び周壁は、しばしば洗じようしなければならない。

(安二一四) 前條に規定する場所及び水その他の液体を多量に使用するために湿潤のおそれある作業場の周壁及び床面はなるべく不浸透性の材料を以て塗装し床は排水に便利な構造としなければならない。

二 椅子

(安二〇六) 持続的立業に従事する労働者であつて就業中しばしば坐し得る機会のある場合には、当該労働者が利用し得る椅子を備えなければならない。

三 飲用水施設

(安二〇八) 多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない。

(安二一八) 飲用又は食岳材料等の洗ひ用に用いる水は、公共団体の水道より供給される清浄のものでなければならない。

私設の水源を用いる場合には、前項の水は公共団体等の水質検査を受けこれに合格したものでなければならない。

前項の水は有害物、汚水等によつて汚染されない様に適當な汚染防止の措置を講じなければならない。

ない。

四、便所

(安二一九) 事業場には、左の各号によつて便所を設けなければならない。但し坑内等特殊の事由ある

場合、適當数の便所又は便器を備えた場合はこの限りでない。

一、男女用に區別し、なるべく建物に向仕切りを設け、その出入通路は別にすること。

二、便所の数は、同時に就業する労働者が百人以下の場合には、二十人について一個、百人を超えた場合には、三十人について一個の割合とし、男子用小便所は男子用便所数の三分の二とすること。

三、床及び腰板はなるべく不透水性の材料を以て塗装すること。

四、便池は汚物が土中にしん透しない構造とすること。

五、流水式の手洗装置を設け、清浄な水を十分に供給すること。

前項の便所又は便器は、これを清潔に保ち、汚物は適當に処置しなければならない。

(参考) なお、事業附出張宿舎の便所については、安二一九の才一号から才五号ま

での規定と同様の規定の外に、次の如き規定がある。

(才二八條才八項) 照明のための必要な措置を講ずること。

五、手洗洗面施設

(安二一九) 事業場には、左の各号によつて便所を設けなければならない。但し、坑内等特殊の事由ある場合、適當数の便所又は便器を備えた場合はこの限りでない。

(中 略)

五、流水式の手洗装置を設け、清浄な水を十分に供給すること。

(以下略)

(安二一六) 身体又は被服を汚染するおそれのある作業場においては適當な洗面所、うがいの設備、更衣所又は洗じようの設備を設けなければならない。

(中略)

前二項の設備にはそれぞれ必要な用具を備えなければならない。

六、休養施設

(安二〇四) 事業場には、労働者が有効に利用し得る休憩の設備を設けるように努めなければならない。

(安二〇五) 坑内等特殊の事田ある場合を除き、著しく暑熱、寒冷又は多湿の作業場、有害のガス、湿気又は粉じんを散放する作業場その他衛生上有害な作業場においては、作業場外に休憩の設備を設けなければならない。

(安二〇七) 夜間労働者に睡眠を与える必要のある場合又は労働者が就業の途中に仮眠し得る機会のある場合には当該事業場に、適當な睡眠又は仮眠の場所を男女用に區別して、設けなければならない。

前項の場所には、寝具、蚊帳、その他必要な用品を備え、且つ疾病感染を予防する措置を講じなければならない。

(安二〇九) 常時五十人以上又は女子三十人以上の労働者を使用する事業場においては労働者のが床し得る休養室又は休養所を、男女用に區別して設けなければならない。

(参考) なお休養施設と生理休暇との關係について次の如き規定がある。

(女一六) 法第六十七條の規定による生理に有害な業務の範圍は次に掲げるものとする。

- 一、大部分の労働時間が立業又は下駄作業で占められる業務
- 二、著しく精神的神経的緊張を必要とする業務
- 三、任意に中断できない業務

(中略)

使用者が次に掲げる措置を講じた場合においては、前項の規定はこれを適用しない。

- 一、オ一号乃至オ三号の業務について、使用者が生理日の労働者に対し特別の休憩時間及び休憩のための施設その他必要な施設を与えた場合

(以下略)

(註) 労働基準法オ六十七條、使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子又は生理に有害な業務に従事する女子が生理休暇を請求したときは、その者を就業させてはならない。前項の業務の範囲は、命令で定める。

七、食事施設

(安二二〇) オ二百五條に規定する作業場(註、坑内等特殊の事由ある場合を除き、著しく暑熱、寒冷又は多湿の作業場、有害のガス、湿気又は粉じんを散散する作業場その他衛生上有害な作業場)において、作業場外に適當な食事の場所を設けなければならない。

但し、労働者が事業場内において食事をしてはならない場合はこの限りでない。

労働者は、前項の食事の場所以外で食事をしてはならない。

(安二二一) 事業場に附属する食堂又は炊事場は左の各号によらなければならない。

- 一、食堂と炊事場とは區別して設け、採光と換気が充分であつて掃除に便利な構造とすること。
- 二、食堂の床面積は、食事の際の一人について一平方メートル以上とすること。

三、食堂には食卓及び座食の場合の外労働者が食事するための子を設けること。

四、便所及び廃物溜から適當の距離のある場所に設けること。

五、食器、食器材料等の消毒の設備を設けること。

六、食器、食器材料及び調味料等の保存のために適當な設備を設けること。

七、蟻、その他の虫、おすみ、犬、猫等の害を防ぐための設備を設けること。

八、飲用及び洗ひようのために清潔な水を十分に備えること。

九、炊事場の床は土のままとせず、流じよう及び排水に便利な構造とすること。

十、汚水及び廢物は炊事場外において露出しないうちに処置し、衛生上有害とならないうようにすること。

十一、炊事従業員専用の便所を設けること。

十二、炊事従業員には、炊事に不適當な伝染性の疾病にかかっている者を炊事させないこと。

十三、炊事従業員には、炊事専用の清潔な作業衣を使用させること。

十四、炊事場には炊事従業員以外の者をみだりに出入させないこと。

十五、炊事場には、炊事場専用の履物を備え、土足のままだち入らせないこと。

(安二二二) 事業場において、労働者に対して、一回に三百食以上又は一日五百食以上の給食を行う場合には栄養士を置くようにしなければならない。

栄養士は食器材料の調査、選択、こん立の作成、栄養価の算定、廢棄量の調査、労働者の嗜好調査等を衛生管理者及び炊事従業員と協力して行わなければならない。

八、更衣施設

(安二一六)

身体又は被服を汚染するおそれのある作業場においては適當な洗面所、うがいの設備、更衣

所又は洗ひようの設備を設けなければならない。

(中略)

前二項の設備にはそれぞれ必要な用具を備えなければならない。

九、入浴施設

(安二一六) (前略)

若しく身体を汚染する作業場について都道府県労働基準局長が必要であると認める場合には使用者に対して、入浴の施設の設置を命ずることができる。

前二項の設備にはそれぞれ必要な用具を備えなければならない。

十、授乳施設

(法六六) 生後満一ヶ年に達しない生児を育てる女子は、才三十四条の休憩時間の外一日二回各々少く

とも三十分、その生児を育てるための時間を請求することができる。

使用者は、前項の育児時間中は、その女子を使用してはならない。

註「法」は労働基準法

「安」は労働安全衛生規則

「女」は女子年少者労働基準規則

の略であります。

